

ビジネス・ブレークスルーハイスクール大学大学院（専門職大学院）学則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 ビジネス・ブレークスルーハイスクール大学大学院（専門職大学院）（以下「本大学院」という。）は、本大学の建学の精神にのっとり、実践的な教育をオンラインを通じておこない、自由闊達で開拓者精神と高い倫理観を備えた知的探求活動を絶え間なく継続することによって常に世界水準の革新的な知の創造を実現する。知の創造とその継承を通じて、高度な専門能力を修得し、世界で活躍できる指導者たる資質を備えた、自ら考え、判断し、自分の責任のもと行動することのできる、世界社会に貢献する人格を養成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第 2 条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価等に関する事項は、ビジネス・ブレークスルーハイスクール大学自己点検・評価委員会規程に定める。

第 2 章 研究科の組織と定員

（課程）

第 3 条 本大学院の課程は、専門職学位課程とする。

（専門職学位課程の専攻）

第 4 条 専門職学位課程に次の研究科・専攻を置く。

経営学研究科 経営管理専攻

2 経営学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 専門職学位課程の教育研究上の理念は、以下の通りとする。

本大学院は、世界中の研究者、経営者、実務家との交流を通じて、ビジネスのアイデアや発想、意見の交換を活性化することのできる21世紀のグローバリズムに相応しい知的共通基盤（プラットフォーム）としての機能をもち、世界水準の革新的な知の創造の実現とその普及に努め、常に世界に開かれたプロフェッショナル・スクールとして、世界社会に貢献することのできる職業人・起業家を養成することを目的とする。

（入学定員及び収容定員）

第 5 条 経営学研究科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

1 2016年3月までは以下の入学定員および収容定員とする。

研究科	入学定員	収容定員
経営学研究科合計	200人	400人
経営管理専攻	160人	320人
グローバリゼーション専攻	40人	80人

2 2016年4月から2018年3月までは以下の入学定員および収容定員とする。

研究科	入学定員	収容定員
経営学研究科合計	200人	400人
経営管理専攻	200人	360人
グローバリゼーション専攻	0人	40人

3 2018年4月からは以下の入学定員および収容定員とする。

	入学定員	収容定員

経営学研究科	経営管理専攻	200人	400人
--------	--------	------	------

4 2026年4月からは以下の入学定員および収容定員の内数とする。

	入学定員	収容定員
経営学研究科 経営管理専攻 (標準コース：2年で修了) (長期履修コース：3年以上で修了)	200人 (120人) (80人)	400人 (240人) (160人)

備考 括弧内の数字は、標準コース及び長期履修コースに係る履修上の定員の数を内数で示す。

第 3 章 修業年限と在学年限

(修業年限)

第 6 条 専門職学位課程の修業年限は、標準2年とする。但し、第5条に定める長期履修コースを選択した場合はこの限りではない。

(最長在籍年限)

第 7 条 本大学院の課程を修了するために在籍できる年数は、5年とする。但し、1年次に在籍できる年数は最長3年とする。

2 入学時又は在学中に、職業や介護等の事情により、標準修業年限を超える一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修」という。）を志願する旨を申し出たときは、その長期履修を許可することがある。

3 前2項のほか、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

第 4 章 教育方法等

第 1 節 履修方法等

(授業及び研究指導)

第 8 条 本大学院の専門職学位課程における教育は、遠隔授業、面接授業及び卒業研究の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(遠隔授業)

第 9 条 遠隔授業とは、インターネット等のメディアを利用し、質疑応答、学修報告の提出及び討論等を行う授業をいう。

(集中講義)

第 10 条 本大学院の授業は、メディアを利用した授業による集中講義とする。

(面接授業)

第 11 条 面接授業とは、本大学院の施設又は本大学院の指定する場所において行う講義、演習等による授業をいう。

2 面接授業の期間、場所、及び実施細目については、その都度公示する。

(授業科目)

第 12 条 専門職学位課程には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

(研究指導)

第 13 条 専門職学位課程においては、卒業研究の作成等に必要な研究指導を行うものとする。

2 研究指導は、本大学院専任教員が行う。

(履修方法)

第 14 条 授業科目の名称及び単位数は、ビジネス・ブレークスルー大学大学院履修規程に定める。

2 履修方法については、ビジネス・ブレークスルー大学大学院履修規程に定める。

(単位計算の基準)

第15条 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間の演習をもって1単位とする。

(履修の手続)

第16条 学生は、その学年度又は学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに所定の履修登録手続を行った上履修しなければならない。

(単位の授与)

第17条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(研究指導の手続)

第18条 卒業研究を履修する学生は、研究科で指定する期限までに、研究指導を受けようとする研究指導教員に卒業研究の題目を届け出なければならない。

第2節 試験及び成績

(試験の方法及び時期)

第19条 試験は、遠隔教育システムによるオンライン試験とする。ただし、論文又はレポートの提出その他の方法によることができる。

2 試験は、学期中隨時行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第20条 学生は、所定の履修手続を経て履修した授業科目でなければ受験することができない。

2 学費を納入していない者は、受験することができない。

3 休学又は停学の期間中は、受験することができない。

(成績)

第21条 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第3節 課程の修了要件

(専門職課程の修了要件)

第22条 専門職学位課程を修了するには、同課程に2年以上在学し、遠隔授業・面接授業による講義の単位を34単位以上取得しなければならない。ただし、学部・修士一貫プログラムの適用者が2年次編入を行った場合の在籍期間の条件は1年以上とする。

第4節 学位

(専門職の学位)

第23条 専門職学位課程を修了した者については、研究科教授会の議を経て専門職の学位を授与する。

(学位の授与)

第24条 学位の授与に関する事項は、ビジネス・ブレークスルー大学大学院学位規則に定める。

第5章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第25条 本大学院の入学の時期は、4月、10月とする。

(専門職学位課程の入学資格)

第26条 専門職学位課程に入学を志願することができる者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位を授与され、かつ、就業経験が2年以上ある者

- (2) 修士の学位を授与され、かつ、就業経験が2年以上ある者
- (3) 博士の学位を授与され、かつ、就業経験が2年以上ある者
- (4) 短期大学を卒業し、就業経験が5年以上あり、かつ個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者
- (5) 高等専門学校を卒業し、かつ、就業経験が5年以上あり、かつ個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者
- (6) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、かつ、就業経験が2年以上ある者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、22歳に達し、かつ、就業経験が5年以上ある者

(入学の選抜試験)

第27条 入学を志願する者は、所定の選抜試験を受験しなければならない。

(出願の手続)

第28条 前条に規定する入学の選抜試験を受験する者は、別に定める入学検定科を添え、所定の期日までに必要な書類を提出しなければならない。

(入学の手続)

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

2 前項の規定により手続を完了した者が、入学を辞退しようとする場合は、本大学院の定める期日までに申し出なければならない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由で修学することができない者は、その理由を記した書面に記載の上、休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 休学は1学期を単位として、学期途中での休学は認めない。

3 休学期間は、連続2年までとする。ただし、特にやむを得ない場合に限り、連続3年まで認めることができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

5 休学期間は、第6条及び第7条に規定する期間に算入するものとする。

6 休学期間中の学費については、徴収しない。

(復学)

第31条 休学した者は、休学の理由が消滅したときは、本人署名の復学願を提出し、復学することができる。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、その理由を記した書面に署名捺印の上、学生証を添えて願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第33条 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学年度又は学期の初めに限り、教授会の議を経て副学長がこれを許可することがある。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者には退学を勧告し、これに応じない者は除籍する。

- (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第7条に規定する最長在籍年限を超した者
- (5) 第30条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(編入学)

第35条 次の各号に該当し、本大学院への編入を願い出た者には欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 本大学の学部・修士一貫教育プログラムを利用し、本大学院履修規程に定める2年次進級要件を満たす者。
 - (2) 本大学院の定める入学資格を満たす者。
- 2 編入学を希望する者は、所定の選抜試験を受験しなければならない。
- 3 学部・修士一貫教育プログラムに関する規程は別に定める。
- 4 大学院編入学に関する規程は別に定める。

第 6 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第36条 本大学院は、入学時期が4月、10月の2度あるため、学年は4月入学者の場合、4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、10月入学者の場合、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(学期)

第37条 本大学院の学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第38条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (4) その他、本大学院の定める休日

第 7 章 検定科、学費及び諸会費

(入学検定科)

第39条 入学を志願する者は、本大学院の定める入学検定科を納付しなければならない。

(学費)

第40条 在学生の学費は各々の学期の初めにおいて所定の期日までに納入するものとする。学費は入学金、授業料、システム利用料、実習費としその額は別表Iとする。また、科目等履修生が本科生へ移行した場合の学費の免除については、別に定める。

(既納学費等の取り扱い)

第41条 納付された検定科及び学費等は、返還しない。ただし、第29条第2項の規定により、本大学院の定める期日までに入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く学費等を返還する。

(学費等の変更)

第42条 在学中の学費その他について変更のあった場合には、新たに定められた学費納付規程に基づいて納めなければならない。

(学費の延納)

第43条 正当な事由により学費を延納しなければならなくなったときは、直ちにその旨届け出て、許可を得なければならない。

第 8 章 他大学院との交流

(他大学院との交流)

第44条 教育研究上有益であると認めるときは、他大学院との間に委託特別聴講学生の交流及び単位互換の協定を結ぶことができる。

- 2 協定校の認定その他協定に関する重要事項については、研究科教授会の議を経なければならない。
- 3 委託特別聽講学生の交流等に関し必要な事項は、研究科において定める。
- (他大学院への委託特別聽講学生)
- 第45条 学生が前条の規定により協定校の授業科目を聽講しようとするときは、研究指導教員の承認を得て、本大学院を通じ当該協定校へ申し出るものとする。
- (他大学院からの委託特別聽講学生)
- 第46条 協定校から委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲で特定の授業科目について聽講を認めることができる。
- (認定単位)
- 第47条 学生が協定校において履修した授業科目の単位は、15単位の限度内で課程修了に必要な単位として認定することができる。
- 2 学生が本大学院に入学する前に、協定校以外の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した単位を含む）については、教育上有益と認める場合は、本大学院において修得したものとして認定することができる。この場合において、単位の認定は15単位を超えない範囲とする。
- (聽講科)
- 第48条 委託特別聽講学生の聽講科は、協定校間の協議によりこれを定めるものとする。
- (外国の協定校への留学)
- 第49条 外国の協定校への留学期間は、1年とし、これを延長する必要がある場合は、1年ごとに申請するものとする。ただし、留学期間は、原則として2年を超えないものとする。
- 2 前項に規定する留学期間は、休学としない。
- 3 学生の認定単位数については、第47条の規定を準用する。
- ## 第 9 章 科目等履修生
- (科目等履修生)
- 第50条 本大学院の特定の授業科目につき履修しようとする者があるときは、正規学生の教育研究に支障をきたさない範囲において副学長がこれを許可するものとする。
- 2 科目等履修生の入学資格は、ビジネス・ブレークスルー大学大学院科目等履修生規程に定める。
- 3 履修を願い出る者は、所定の願書に必要事項を記入し出願しなければならない。
- 4 科目等履修生は、その履修した授業科目につき試験を受けることができる。
- 5 科目等履修生が、履修科目につき試験を受け合格した場合は、当該授業科目の単位を与えるものとする。
- 6 科目等履修生について、履修することのできる科目、学費その他必要な事項は、本学則に定めるほか、ビジネス・ブレークスルー大学大学院科目等履修生規程に定める。
- 7 本科生へ移行した場合の学費の免除については、別に定める。
- ## 第 10 章 賞罰
- (表彰)
- 第51条 学力優秀かつ志操堅固な学生は、表彰することがある。
- (懲戒)
- 第52条 この学則、諸規則及び規程若しくは命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長が懲戒に処すことができる。
- 2 前項に規定する懲戒は、ビジネス・ブレークスルー大学学生懲戒規程に定める。
- ## 第 11 章 教員組織
- (教員)

第53条 本大学院の講義、演習（以下「授業科目」という。）及び研究指導は、本大学院研究科教員資格を有する教授及び准教授がこれを担当する。ただし、授業科目は、特別の事情があるときは、専任の講師及び兼任講師がこれを担当することができる。

2 大学院研究科教員の資格については、別に定める。

第12章 運営組織

第1節 研究科長及び専攻主任

(研究科長)

第54条 経営学研究科に研究科長および専攻主任を置く。

2 前項に関する事項は、別に定める。

第2節 研究科教授会

(研究科教授会)

第55条 研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する事項は、ビジネス・ブレークスルー大学教授会規程に定める。

第13章 施設及び設備

(講義室等)

第56条 本大学院には、その教育研究に必要な講義室、研究室等を備えるものとする。

第14章 改正手続

(改正手続)

第57条 この学則の改正は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

2 前項に関わらず、改正する事項がビジネス・ブレークスルー大学教授会規程で「教授会の審議事項」に該当する場合は、大学協議会及び当該組織が設置する教授会の議を経て、学長が決定するものとする。

第15章 雜則

(施行の細目)

第58条 この学則に特に定めるものを除くほか、この学則の実施の手続その他実施について必要な細目は、別に定める。

(守秘義務)

第59条 本大学院の学生は学生同士の議論を含み大学院の授業を通して知りえた秘密情報についてその秘密を守ること。

附則

本学則に規定する事項のほかは大学学則を準用する。

附則

(附則)

1. この学則は2005年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2005年6月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2006年8月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2007年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2007年10月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2008年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2008年9月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2009年8月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2010年2月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2010年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2011年12月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2012年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2013年1月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2013年10月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2014年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2015年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2015年10月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2016年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2016年10月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2017年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2017年10月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2018年4月1日から施行する。

2. 経営学研究科グローバリゼーション専攻は、2016年度より募集停止し、2018年3月31日をもって廃止する。

(附則)

1. この学則は2019年2月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は2020年4月1日から施行する。

2. 経営学研究科グローバリゼーションコース・アントレプレナーコースは、2020年度より募集停止し、2020年9月30日をもって廃止する。

(附則)

1. この学則は2023年12月14日から施行する。

(附則)

1. この学則は2026年4月1日から施行する。

別表 I 入学金、授業料およびシステム利用料

経営管理専攻		
学費		金額
入学金		110,000円（2017年度春学期までに入学した者） 315,000円（2017年度秋学期以降に入学した者）
システム 利用料		120,000円（1年間につき）
授業料	一学年目	1,260,000円（2024年度春学期までに入学した者） 1,380,000円（2024年度秋学期以降に入学した者）
	二学年目	1,260,000円（2024年度春学期までに入学した者） 1,380,000円（2024年度秋学期以降に入学した者）
再履修料		84,000円（1単位につき）（2024年度春学期までに再履修した者） 92,000円（1単位につき）（2024年度秋学期以降に再履修した者）

グローバリゼーション専攻（2016年度以降募集停止、2018年3月31日専攻廃止）

グローバリゼーションコース（2020年度以降募集停止、2020年9月30日コース制廃止）

学費		金額
入学金		110,000円
システム 利用料		120,000円（1年間につき）
授業料	一学年目	1,260,000円
	二学年目	1,260,000円
再履修料		84,000円（1単位につき）
実習費		卒業実習1・2（海外ワークショップ）では、授業料のほかにそれぞれ「実習費」の納入が必要となる。

1 入学金と授業料及びシステム利用料は、所定の期日までに納入するものとする。

2 前項に規定する学費等の金額は、改定する場合がある。

3 前項に規定する学費等の金額の改定が行われた場合は、改定後の金額を適用する。

4 授業料は一学年目、二学年目それぞれ一回ずつ納入する必要がある。同学年を複数年履修するような場合、二年目以降は授業料を新たに納入する必要はない。上記費用には教材費、インターネット接続機器、プロバイダ料金および通信費、衛星放送設置工事料金等は含まない。

5 再履修料は当該科目を履修したが、不合格だった場合、再度履修するときに納入しなければならない。

6 別表 I に規定する学費等の金額は、2015年4月1日より適用する。

7 別表 I に規定する学費等の金額は、2023年12月14日より適用する。